

外国人技能実習制度 / 団体監理型受入れ



- ✓ 中国・ベトナムの送り出し機関と連携し、面接から帰国まで手続きがスムーズに進むようご協力いたします。
- ✓ 日本語能力試験の受験支援など、実習生の語学力アップのサポートも行なっております。

外国人技能実習制度とは

日本の技術・技能・知識等を開発途上国等へ移転し、経済発展への寄与を目的とした制度です。

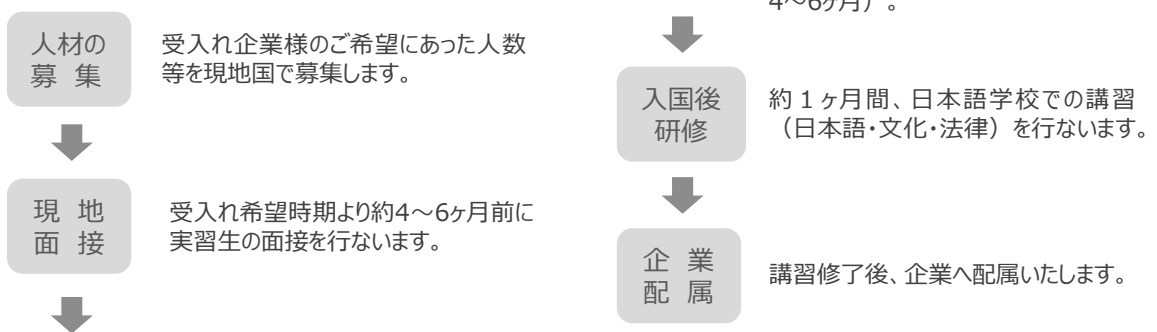
この制度を利用することで、**国際貢献をしながら、最長5年間の技能実習**が実施できます。技能実習生は1年ごと受入れ可能ですので、先輩実習生が学んだことを後輩に受け継ぐサイクルができます。

また、技術修得に真剣な外国人実習生と日本人社員と一緒に働くことで、**職場の活性化や外国企業との関係強化**に繋がるケースが多く見られます。

団体監理型受入れ

当組合は監理団体として、受入れ企業様と実習生が相互に理解しあい、より良い環境で働けるよう、面接前～帰国後まで、お手続き等のサポートをしております。**外国人建設就労者の受入れ**も可能です。受入れの手続き等は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)に基づき、認可法人外国人技能実習機構(OTIT)と財団法人国際研修協力機構(JITCO)指導のもとで行なわれます。

<実習生受入れの流れ>



ご利用条件

東京中小企業経友会事業協同組合へのご加入

詳細はお問合せください